

平成 22 年 8 月

大阪府の平成 23 年度予算・税制等への要望

大阪商工会議所

本格的な少子高齢化社会を迎えるなかで、大阪・関西が今後も持続的な発展を遂げるためには、著しい成長を続けているアジアなどの新興国の活力を取り込んでいくことが肝要である。そのためには、中国をはじめとするアジアの人々が「大阪ブランド」に魅力を感じて、大阪の製品・サービスのアジア向け輸出が増加する一方で、大阪を訪れる人々が増えて、そうした人々の大阪での消費が拡大するという好循環を生み出していく必要がある。大阪商工会議所は現在、このような成長シナリオを描く新しいビジョンの策定を進めている。今後、大阪府と成長シナリオやそれを実現する上での課題等の認識を摺り合わせて、新ビジョンの取りまとめと事業展開において連携を深めてまいりたい。なお、成長シナリオを実現するためには、大阪都市圏の総合的な「都市構想」も官民で策定していくことが不可欠である。

他方、足もとのわが国経済は、欧州発の信用不安や米国経済の減速の影響で、十分な水準に戻りきらないまま減速する懸念が出ており、在阪企業とりわけ中堅・中小企業の経営環境は依然厳しい状況が続いている。そのため、大阪府は、中堅・中小企業に対するセーフティネット機能の充実に万全を期すとともに、企業の活力増進につながる税制を構築することが必要である。

このような視点に立ち、大阪府は、今後の成長戦略や平成 23 年度の重点施策、予算・税制の策定にあたっては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

1. 大阪府と大阪商工会議所が連携・協働して進める事業などに関する要望

(1) 世界的観光拠点を目指した大阪城周辺の再整備

アジアをはじめ世界から多くの観光客を大阪に迎え入れるためには、大阪城を世界一級レベルの観光拠点として再整備することが必要である。大阪商工会議所は大阪市とともに大阪城を核とした観光振興に取り組もうとしている。大手前・森之宮をはじめ大阪城周辺地区の整備を検討されている大阪府においては、大阪城の再整備とも連動した街づくりが進むよう、大阪市と緊密な連携を図られたい。

(2) 水辺の魅力向上に向けた水質浄化などの環境整備

水都大阪の魅力向上に向けて、水の回廊を中心に抜本的な河川の水質改善に取り組まれない。また、大阪を訪れる人々に対する水辺の情報拠点の整備も不可欠である。そこで、大阪府は、「川の駅」の全国共通マークを記した表示サインを大阪府が管理する船着場に積極的に設置するとともに、「川の駅」を設置する民間事業者が、公共空間に同様のサインを設置する際にも特段の配慮を行われたい。さらに、大阪府、大阪市、経済団体などで構成する水都大阪推進委員会、水辺のまちづくり企画推進委員会では、大阪商工会議所が実施する事業との連携強化を図られたい。

(3) 水関連インフラ輸出ビジネスへのモノづくり企業の進出支援

人口増や経済成長による水不足のリスクが新興国、とりわけアジアで急速に高まり、上下水道のインフラ整備など、水ビジネスの需要が拡大している。こうした成長分野に、大阪のモノづくり中小企業を誘導することは重要となるが、水処理関連で優位性のある要素技術や製品等を有する中小企業が単独で海外展開を行うことは難しい。そこで、水処理分野において、経験・実績のある大手メーカーと中小企業とのビジネスマッチングの機会を創出するなど、中小モノづくり企業の新分野開拓を支援されたい。

(4) 観光振興・コンベンション誘致事業のための予算の確保

観光振興・コンベンション誘致は経済波及効果が大きく、地域経済の活性化に極めて重要な役割を担っている。大阪府においては、大阪市や経済団体と連携し、観光振興施策のさらなる充実、コンベンション誘致拡大に向けた積極的な取り組みを行うとともに、必要な予算措置を講じられたい。また、大阪における新たな観光の目標や、それを実現するための道筋などを示す観光振興ビジョンの策定、とりわけ観光庁が力を入れているMICE誘致拡大に向けた戦略ビジョンを策定するとともに、それに伴い必要となる誘致予算を確保されたい。

(5) 映画などのロケ誘致・支援事業の予算確保

国内外からのインバウンド増大に向けては、宣伝効果の高い映画やテレビドラマのロケ誘致が極めて有効であり、各地でロケ誘致・支援事業が活発化している。大阪においても、他都市に見劣りしないロケ誘致・支援体制の整備が急務であることから、大阪ロケーション・サービス協議会の活動に平成19年度並み（500万円）の予算措置を講じるとともに、大阪のインバウンドにつながる映像作品の制作を支援する予算を新たに確保されたい。加えて、道路、港湾などの公共空間や公的施設を利用しやすくするなど、一層のロケ環境の整備を図られたい。

(6) 「大阪外国企業誘致センター（O-B I C）」の機能維持・強化

「大阪外国企業誘致センター（O-B I C）」は、行政と経済団体が一体となって、外国企業の大阪への誘致を行う全国に先駆けた事業モデルで、他の誘致団体と比べても高い誘致実績をあげている。国内諸都市、さらにはアジア各都市との競争が高まる中、誘致後の定着支援も含め、O-B I Cの役割はますます高まっている。このことから、当事業に関しては、平成20年度並み（800万円）の予算を確保されたい。

(7) 「なにわなんでも大阪検定」の実施協力と連携事業の展開

大阪の歴史・文化魅力の発見や情報発信を目的に、大阪府などと共同で実施している「なにわなんでも大阪検定」の魅力を増すため、大阪府が「大阪ミュージアム構想」などのツーリズム振興事業やまちづくり支援事業を実施する際には、「なにわなんでも大阪検定」と連携し、検定合格者を対象にした活動機会の提供や特典の付与などを行われたい。また、大阪府職員はもとより、次代を担う子どもたちに大阪の魅力を直接伝える役割を担っている大阪府教員に対しては、「なにわなんでも大阪検定」の受験をぜひとも強く勧奨されたい。なお、大阪府の関連施設を「なにわなんでも大阪検定」の試験会場として使用する際には、借り上げ料を軽減されたい。

(8) 「大阪キャリア教育支援ステーション」と一体化したキャリア教育の推進

「大阪キャリア教育支援ステーション」は、大阪府や大阪商工会議所はじめ大阪の産官学が連携して設立したキャリア教育の支援拠点であり、着実な実績をあげている。大阪府教育委員会が「キャリア教育関連事業」を実施する際には、同ステーションと協働して取り組むなど、連携強化を図られたい。

(9)「OSAKA STYLING EXPO」への支援

平成22年度から新たに実施する「OSAKA STYLING EXPO」は、大阪市内各所で大阪らしいライフスタイルを提案するファッションショーやトークショー、商品の展示・販売などのイベントを行うことにより、“OSAKA STYLING”のブランド認知度の向上を目指している。事業実施に際しては、大阪府は、大阪府庁舎をはじめ、大阪府内市町村や公共施設、さらには府民向け広報誌などを活用したPR活動に協力するとともに、関連事業を展開されたい。

(10)「食の都・大阪」推進会議事業への参画と連携

大阪の食のブランド強化に向けて、大阪府や大阪商工会議所など、自治体・経済団体・食関連産業界が連携して設置する「食の都・大阪」推進会議において、今後、「食の都・大阪スタイル料理コンテスト」「若手料理人独立支援」「飲食店や食材・調理器具の生産者等食関連産業の振興」「海外への情報発信の強化」のための事業を推進する。ついては、大阪府も積極的に参画し、事業に対する予算措置を講じるとともに、府の関連事業においてもこれらの取り組みとの連携を図られたい。

2. 「総合特区」指定に向けた国への働きかけ強化

先般、政府の「新成長戦略」に盛り込まれた「総合特区」制度は、地域経済活性化の起爆剤となることが期待できる。大阪府は、大阪市と足並みを揃えて、「総合特区」指定に向けた国への働きかけを行い、大阪に集積の厚いライフサイエンス（北大阪地区）、環境関連産業（大阪湾岸地域）を対象にした法人実効税率の引き下げ、投資減税など、複数の規制の特例措置および税制・金融・財政上の支援措置を一体的に実施されたい。

3. 地域産業の基盤を担うインフラ整備に向けた「なにわ筋線」の早期実現

関西国際空港の利用促進のための大阪都心部と空港間のアクセス改善、梅田北ヤード地区の開発成功や活性化に不可欠な新しい鉄道路線である「なにわ筋線」の早期実現を図られたい。

4. 中堅・中小企業、小規模事業者へのセーフティネットの拡充

(1) 「小規模事業経営支援事業費補助金」の十分な予算確保

府内20の商工会議所および17の商工会は、現下の経済危機の中、経営相談や融資斡旋の取り組み等を通じて、中堅・中小企業、小規模事業者の経営安定化や雇用の維持を支援するセーフティネット機能を果たしている。平成23年度においては、本事業を円滑に実施するに足る十分かつ安定的な予算を確保いただきたい。

(2) 国に対する「景気対応緊急保証」の1年延長働きかけと小規模事業者に対する信用保証料率の1/2補助制度創設

取扱期限が平成23年3月31日までとなっている「景気対応緊急保証」の1年延長を国に対して働きかけるとともに、小規模事業者に対する「大阪府緊急経営対策資金融資」の信用保証料率を1/2補助する制度を創設されたい。

(3) マル経融資制度の利子補給制度創設

商工会議所が経営指導を行った企業を推薦して、日本政策金融公庫（国民生活事業）が融資を行う小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資制度）については、自治体が利子の一部を補給する制度を導入したことで、同制度の利用件数が倍増し、小規模事業者の経営改善に大きく寄与した事例がある。大阪府においてもマル経融資制度の利用促進に向け、利子補給の制度を創設されたい。

(4) 小規模資金（経営指導特例）の拡充

商工会議所が経営指導を行った企業に対して大阪府中小企業信用保証協会の保証を付して銀行に斡旋する大阪府の制度融資である小規模資金（経営指導特例）について、申し込み手続きの簡素化、審査の迅速化、融資後の経営指導において提出する資料の簡素化などを図られたい。また、融資金利・保証料率の引き下げ、利子補給の制度を通じて、府内中小企業の経営改善・経営革新を支援されたい。

5. 企業活力の増進に向けた税制改善

(1) 法人事業税、法人住民税の超過課税の撤廃

大阪府では法人事業税および法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

(2) 既存企業の工場・事業所新增設に対する不動産取得税免除

地域経済の活力維持・増進のためには、既存企業の域外流出を食い止めるとともに当地での事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事業所を新增設した場合の不動産取得税を免除されたい。

(3) 事業所を長期間設置している企業に対する納税期間に応じた法人事業税、法人住民税の軽減措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、大阪府内に事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて法人事業税、法人住民税を軽減する措置を創設されたい。

(4) 新規進出企業に対する不動産取得税の免除と5年程度の法人事業税、法人住民税の減免

地域経済活性化のためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除するとともに、法人事業税、法人住民税を5年程度減免されたい。

以 上